

はじめに

伝承旗本服部氏屋敷跡は平成12年2月の埼玉県教育委員会の県道拡幅に係る遺跡の所在確認調査によって発見された。その後、平成12年6月から7月にかけての(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の調査や、平成13年3月の宮代町教育委員会の調査、平成13年11月から12月にかけての宮代町遺跡調査会による調査などで次第にその遺跡の性格が明らかになってきた。

1) 伝承旗本服部氏屋敷跡の発掘調査の概要

①平成12年度(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の調査

<検出された遺構>

掘立柱建物跡2棟、竪穴状遺構3基、堀跡1条、溝跡6条、井戸跡14基、土坑10基、柱穴多数

*堀は地籍図で確認できる細長い区画より検出された・・・図1参照

8号溝はH12委員会、H13調査会の調査で出土した溝の方角とは若干異をなしており、それより古い段階のものであろうか？1号溝より南側でも多数の遺構が確認されていることがH13調査会の調査とは違う傾向であるといえる。

②平成12年度宮代町教育委員会の調査

<検出された遺構>

竪穴状遺構2基、堀跡3条、溝跡4条、井戸跡11基、土坑28基、柱穴多数

*3条の堀が検出された。いずれも真北より10度ほど東側へずれていることから、コの字形を呈する区画なのかもしれない。

<出土した遺物>

常滑甕、瀬戸緑釉皿・天目茶碗・播鉢、在地系内耳土鍋・播鉢など

*本調査より出土した遺物の中で時期が判別できる遺物は15世紀以前のものが殆どであり、旗本服部氏の屋敷があったと推定される16世紀末期から17世紀初頭の遺物は万暦様式の染付皿1点のみであった・・・表8参照

③平成13年度宮代町遺跡調査会の調査

<検出された遺構>

竪穴状遺構4基、堀跡4条、溝跡6条、井戸跡7基、土坑6基、柱穴多数

*4条の堀が検出された。いずれも真北より15度ほど東側へずれている。6号溝は事業団1号溝と対応すると思われ、食違いの虎口を形成すると推定される。地籍図にもその傾向がうかがわれる。また、6号溝より南にはほとんど遺構が存在しないことから城郭の区画をあらわすものと推定される。2・5号溝はL字をなし、堀底から

志野皿が出土したことから大窯4期には機能していた可能性が高い。2号溝からは文亀元年（1501）と推定される板碑が出土していることから本溝が機能していた時代はこれより後である可能性が高い。4号溝は覆土の土層観察から2号溝より新しい遺構であることが確認された。8号溝は6号溝より新しい可能性が高い。2・4・5・6・7号溝（堀）底からは粘土層が検出されたため、耐水していた可能性が高い。9号溝底部からは砂層が検出されたことから流水していたことが確認された。2号溝の最上層から中層にかけては、本溝の西側に存在していたと推定される土塁を崩したと推定される層も確認されている。この盛土からは18c代の伊万里が出土したことからこの時代以降に崩された可能性が高い。本調査地点は旧来の道の拡幅のため調査を実施したが調査区の主軸とほぼ同じ角度で堀が検出されたことからこの旧道は堀に区画と何らかの関係があると推定される。

<出土した遺物>

常滑甕、瀬戸播鉢・天目茶碗・播鉢・志野皿、肥前唐津、鏡、板碑、石臼、在地系内耳土鍋・播鉢など多数出土した。

＊本調査では12年度調査とは一変し、年代推定できる遺物が多数出土したことから本遺跡の内容を類推することができた。・・・表1～7、グラフ1・2参照

特に本調査区からは志野や唐津、志戸呂が出土したことがH12調査とは違う傾向といえる。遺物を分析した結果、13世紀後半～17世紀初頭にかけての遺物が確認された。16世紀最末から17世紀初頭が一番多く、次に15世紀中葉から16世紀初頭、16世紀後半、13世紀から14世紀という順序となる。年代幅のことを考えても16世紀最末から17世紀初頭にかけては著しく多いといえるだろう。これらのことから本遺跡の主たる時代は16世紀最末から17世紀初頭といえる。

2) 文献からみた旗本服部氏

服部家の祖先は、伊賀国服部（三重県上野市）の住人で、永禄3年（1560）に家康に仕えたと伝えられている。政光は天正18年（1590）の小田原への参陣の際には、家康に従い本多忠勝の配下に属し、御使番を勤めている。文禄元年（1592）に武蔵国太田庄の内3000石を宛がわれている。さらに、慶長5年（1600）の上杉景勝の征伐に参陣し、この後に近江国長浜（滋賀県長浜市）に1000石の領地を与えられている。その後、慶長19年の大阪冬の陣、元和元年（1615）の大阪夏の陣にも参陣し、同年4月26日に京都で没している。妻は岩槻城主高力清長の女子である。

政光の子の政信は、慶長5年の関ヶ原の戦いに参陣して御使番を勤め、帰陣後に武蔵国臼井で500石の領地を宛がわれている。慶長19年の大阪冬の陣、元和元年の大阪夏の陣にも御使番を勤めている。同年、父の遺領のうち、3000石を相続し、併せて3500石を知行した。その後、元和5年遠江国今切（静岡県浜名郡新居町）の関所番となり500石を加増され、采地も遠江国敷智郡に移された。

①『寛政重修諸家譜』によると・・・史料 1

文禄元年（1592）服部権太夫政光武蔵国太田荘を宛がわれる。

慶長 20 年（1615）政光死去により、政信父の遺領の内 3000 石を継ぐ。

元和 5 年（1619）遠江国今切の関所番として遠江国敷智郡へ移封。

②『記録御用書本古文書』によると

天正 20 年（1592）2 月 1 日太田荘の内 3000 石を服部与十郎に与える

③『寛永諸家系図伝』によると・・・史料 2

天正 19 年（1591）武州太田荘領 3000 石を賜る。

元和元年（1615）政光死去、政信父の遺領の内太田荘 3000 石を継ぐ。

元和 5 年（1619）遠江国今切の関所番として遠江国敷智郡へ移封。

④『武徳編年集成』・・・史料 3

天正 18 年（1590）8 月武蔵太田郷 3000 石を服部権太夫政季が賜る。

⑤『新編武蔵国風土記稿』・・・史料 4

「服部氏の家譜に、権太夫政信慶長 20 年父政光が跡、武州太田庄 3 千石に自領 500 石を合わせ是を賜うと記せり。村内（百間村）に権太夫が屋敷跡あれば彼所領なるべし。」

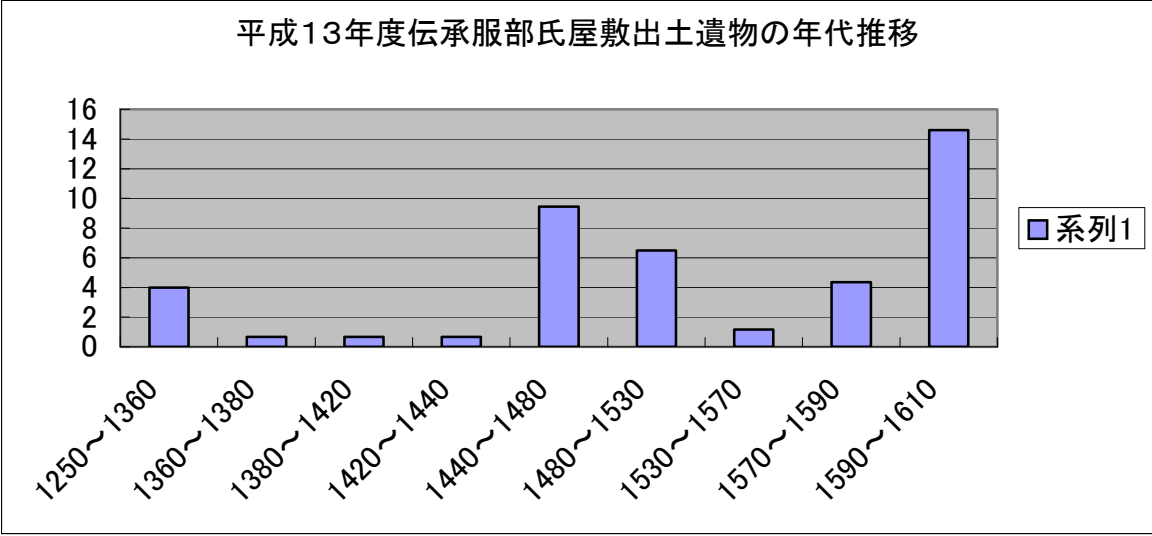
⑥『百間史料』

「権太夫が屋敷跡は今の青林寺の境内及其北林是なりと云う。」と服部権太夫の屋敷が百間村の西原にある青林寺付近であると伝えられていることを記している。

3) まとめ

文献によるといずれも豊臣秀吉の小田原攻めの後、徳川家康の関東移封により、旗本服部氏が太田庄を賜り、元和 5 年に静岡県今切に所替えになったと記している。また、風土記稿によれば権太夫の屋敷が百間村内にあったことを伝え、少なくとも明治末年頃までは百間村内にも青林寺付近が権太夫の屋敷のあった場所であると認識されていたようである。これらのことから、服部権太夫が文禄元年（1592）頃百間の領主として屋敷を構築し、元和 5 年（1619）に百間の地から立ち去った可能性が高いといえるだろう。

発掘調査によれば青林寺の東側一体に、中世から近世初頭にかけての堀や土塁を伴う城館が検出されている。比較的遺物が多数発掘された平成 13 年度の遺跡調査会の発掘調査では、1590～1610 年頃の遺物が最も多くこの城館の主体的な時代であると判断された。これらのことを総合すると、「伝承旗本服部氏屋敷跡」と呼ばれる埋蔵文化財の包蔵地は、出土遺物の年代から、太田庄を知行した旗本服部権太夫の屋敷跡である可能性が非常に高くなったといえるだろう。



グラフ 2 平成 13 年度伝承旗本服部氏屋敷跡出土遺物の年代推移

新編武蔵風土記稿 卷之二百七

埼玉郡之九 百間領

○百間村 治部少輔 百間村は則百間領の起りし本所にして、太田庄に属す。村内煙宮に掛たる應永二十一年の罫口に、太田庄南方百間と載せ、及東村雷電社に掛たる天文廿二年の罫口にも、太田庄南方百間山光願寺云々と載れば、地名の古きこと知べし。當村は文祿二年足立郡鴻巣宿の農民來て開きし地なりと云、されど百間の名は古く聞えたるは、この年開きしと云は、新田などの事なるべし。夫より元和三年の檢地の時、村高二百石ありしと云時は、倉新田も増えしにや、其後元禄八年酒井河内守再改し時、地を割て中村・中島・東の三所を分村せりと云、江戸より十里、民家百五十九、東は東村、器は中村、南は太田新井村、西は四ヶ村諸新田・瓜田谷村、北は久米原・須加の兩村、及古利根川を境とし、葛飾郡杉戸宿と清地村とに對す、東西南北共に二十町餘、笠原用水を引て水田を耕す、服部氏の家譜に、權太夫政信慶長二十年父政光が時、武州太田庄三千石に、百間五百石を合

て是を賜ふと記せり、村内に權太夫宮殿敷かれは彼所領なるべし、又東村百姓式右衛門が時て記録に據ば、寛永元年當村を杉木民部少輔・赤井藤前守・池田帶刀に親へり、現に正保の政には、初米民部少輔・藤前守・池田帶刀が知行、及竹垣與五左衛門御代官所と載たり、又主人の傳に、中頃阿部豊後守が領地になりし事もありしなどいへば、後年御料となりし所なるべし、其後元禄十五年村內全く赤井藤前守の領分となりしを、後又變りて今は堀田相模守・森川伊豆守・松波貞大郎の知る所なり、其内和模守の領分は寶暦三年に越ふと云、此餘皆赤井新田六ヶ所あり、何れも御料にて、一は堀井百間村新田と呼び、享保十四年宣撫所守檢地す、一は百間村新田と唱ふ、宣延二年神尾若葵守・曲淵昌後守・遠藤六郎右衛門札せり、一は百間金谷原組新田と云、享保九年の新聞とのみ傳へて、檢地は詳ならず、一は下ノ笠新田といひ、享保十四年宣撫所守改む、同十三年開きしを笠原新田と云、同中九年同人札せり、この二を合せて百間西原組新田と號す、一は百間西原村新田と稱す、此は享保十五年宣撫所守の改なり、一は百間中村新田と云、寛延二年の檢地より高入となれり、

史料 4 新編武蔵国風土記稿

伝承旗本服部氏屋敷跡(平成13年度)出土遺物

表1 瀬戸美濃製品遺物表(小期判別可能なもの)

古中期	古後Ⅰ期	古後Ⅱ期	古後Ⅲ期	古後Ⅳ期	大窯1期	大窯2期	大窯3期	大窯4期
2				4	5	1	3	8

表2 常滑製品遺物表

常滑6b (1275~ 1300)	常滑7 (1300~ 1350)	常滑8~9 (1350~ 1450)
1	1	1

表3 志戸呂製品遺物表(大窯3~4期並行)

志戸呂
2

表4 唐津製品出土表(1580~1610)

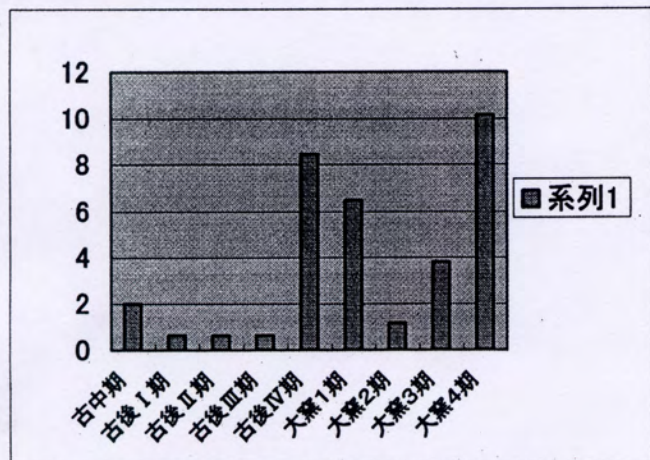
唐津Ⅰ期
3

表5 瀬戸美濃製品(小期が判別できないもの)

古後期	古後Ⅰ~Ⅱ	古後4~大	大窯1~2	大窯3~4
5	1	1	1	3

表6 瀬戸美濃製品遺物表

古中期	古後Ⅰ期	古後Ⅱ期	古後Ⅲ期	古後Ⅳ期	大窯1期	大窯2期	大窯3期	大窯4期
2	0.66	0.66	0.66	8.44	6.49	1.16	3.81	10.16



グラフ1 瀬戸美濃製品小期別グラフ

表7 瀬戸美濃・唐津・志戸呂・常滑遺物年代別表

1250~1360	1360~1380	1380~1420	1420~1440	1440~1480	1480~1530	1530~1570	1570~1590	1590~1610
4	0.66	0.66	0.66	9.44	6.49	1.16	4.35	14.6

伝承旗本服部氏屋敷跡(平成12年度)出土遺物

表8 平成12年度出土遺物年代表

古中期	古後期	常滑12c末~13c	常滑13c中~14c末
1	4	1	1

染付15c~16c末	染付16c末	白磁15c末~16c末
1	1	1

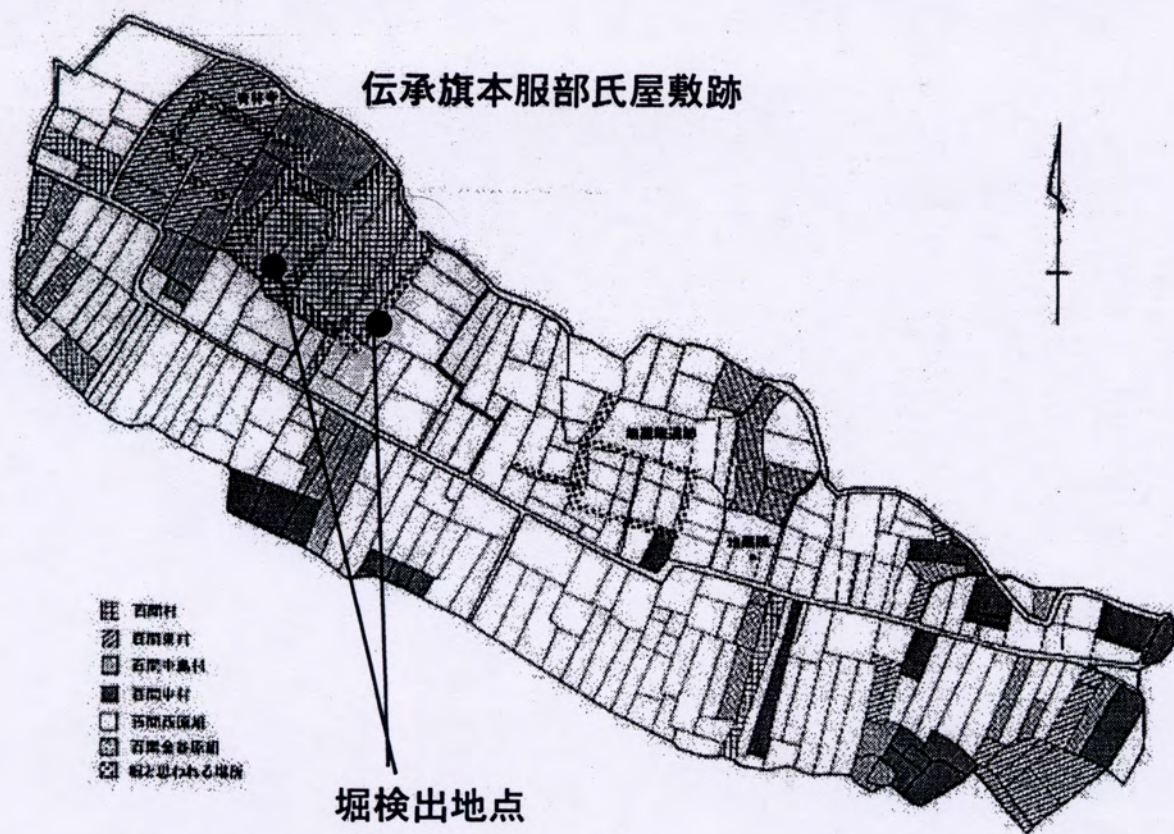


図1 伝承旗本服部氏屋敷跡付近地籍図

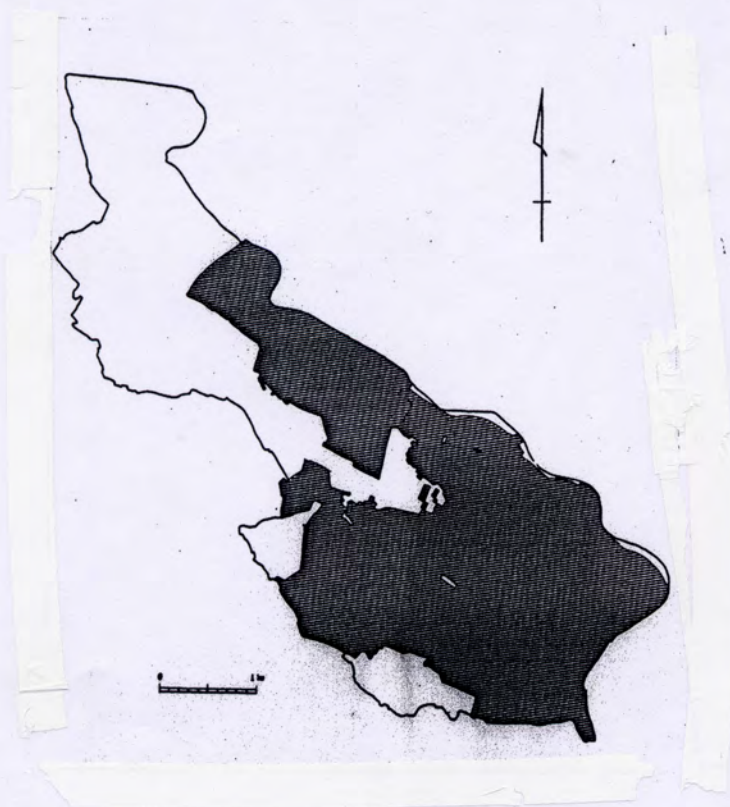


図2 旗本服部氏支配領域

祖信
 祖大光 生于通州河沿
 慶長五年歸國時年六十
 大祖親王時十七歲歸國後終焉五十五
 也
 慶長十九年大祖親王時終焉而終
 本寺
 當國院殿
 望長五年四月廿六日大祖親王時終焉而終
 附屬石見寺見之
 元和九年親王時終焉而終四十石附於大
 田原縣五十五石附於大田原縣五十五石
 領之十石附於大田原縣五十五石
 貞和五年終焉而終今以附屬石見寺時終焉
 五十五石
 寬永十九年終焉而終今以附屬石見寺時終焉
 五十五石

祖大光 生于通州河沿
 慶長五年歸國時年六十
 大祖親王時十七歲歸國後終焉五十五
 也

祖大光 生于通州河沿
 慶長五年歸國時年六十
 大祖親王時十七歲歸國後終焉五十五
 也

史料2 寛永諸家系図伝

祖大光 生于通州河沿
 慶長五年歸國時年六十
 大祖親王時十七歲歸國後終焉五十五
 也
 祖大光 生于通州河沿
 慶長五年歸國時年六十
 大祖親王時十七歲歸國後終焉五十五
 也
 祖大光 生于通州河沿
 慶長五年歸國時年六十
 大祖親王時十七歲歸國後終焉五十五
 也

